

うるま市景観条例についてのお知らせ！

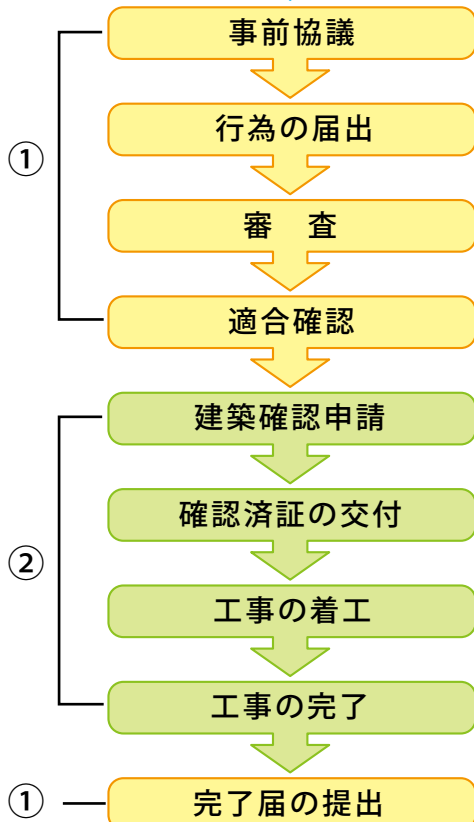
うるま市には、美しい海岸や島嶼地域の自然景観、世界遺産の勝連城跡に代表される歴史遺産など、特色ある美しい景観が数多くあります。これらの美しい景観をまもり・そだて・つくり・いかすため、この度景観法に基づく「うるま市景観計画」を市民の皆様との協働により策定しました。計画の策定とあわせて、本市の景観づくりを推進するため「うるま市景観条例」を制定しましたので、**建築、開発行為等を行う際は、本景観計画・景観条例をご確認の上実施していただきますようご協力よろしく**お願いします。

「うるま市景観条例」の施行：平成23年7月1日

※景観条例は、現在建てることのできる建物の用途や開発を規制するものではなく、地域の景観と調和した建築や開発行為を誘導するものです。

〈手続きの流れ〉

建築主（又は代理人）



※①＝景観条例の手続き（都市計画課）
 ※②＝建築基準法の手続き（建築指導課、指定確認検査機関）

都市計画課 景観形成係 ☎ 965-5620

全国瞬時警報システム運用開始について

総務課

☎ 973-0606

うるま市では、4月1日から全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用を開始します。

全国瞬時警報システムとは、武力攻撃事態等に関する国民保護情報や、緊急地震速報など対処に時間的余裕がなく、即時対応が必要とされる緊急情報を、国（消防庁）が、人工衛星等を活用して、市の防災行政無線を自動起動させ、市内に設置している全ての防災行政無線屋外スピーカから、サイレンと音声による警報を放送するシステムです。

放送する緊急情報は次のとおりです。

〔武力攻撃事態等に関する国民保護情報〕

- 弾道ミサイル情報
- 航空攻撃情報
- ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- 大規模テロ情報
- 緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報

〔地震に関する情報〕

- 緊急地震速報（推定震度4以上）
- 大津波警報、津波警報
- 震度速報
- ※夜間の放送や誤報などがある場合もあります。また、誤報の場合には誤報をお知らせするキャンセル放送が流れます。

地デジ機器等購入のための貸付支援制度あります！

うるま市社会福祉協議会

☎ 973-5459

社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度は、必要な資金融資を他から受けることが困難かつ経済的な理由により、地上デジタル放送がまだ受信できない世帯に対し、地デジ対応テレビや地デジチューナー内蔵録画機器、地デジ受信に必要なアンテナ工事費の機器購入費用をお貸しします。

〔対象世帯〕

- ・ 低所得世帯：世帯の収入が生活保護基準の概ね1.7倍程度以下の世帯
- ・ 障害者世帯：障害者手帳などの交付を受けている者が属する世帯

・ 高齢者世帯：日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

〔申込・お問い合わせ〕

うるま市社会福祉協議会
 本所（うるみん2階）
 ☎ 973-5459
 ・ 石川支所（石川庁舎内1階）
 ☎ 964-2494
 ・ 勝連支所（勝連社会福祉センター内）
 ☎ 978-5914
 ・ 与那城支所（与那城地域福祉センター内）
 ☎ 978-0011

※申込みが必要な方は、事前に電話連絡の上来所ください。

〔申込期限〕 平成24年3月末日